

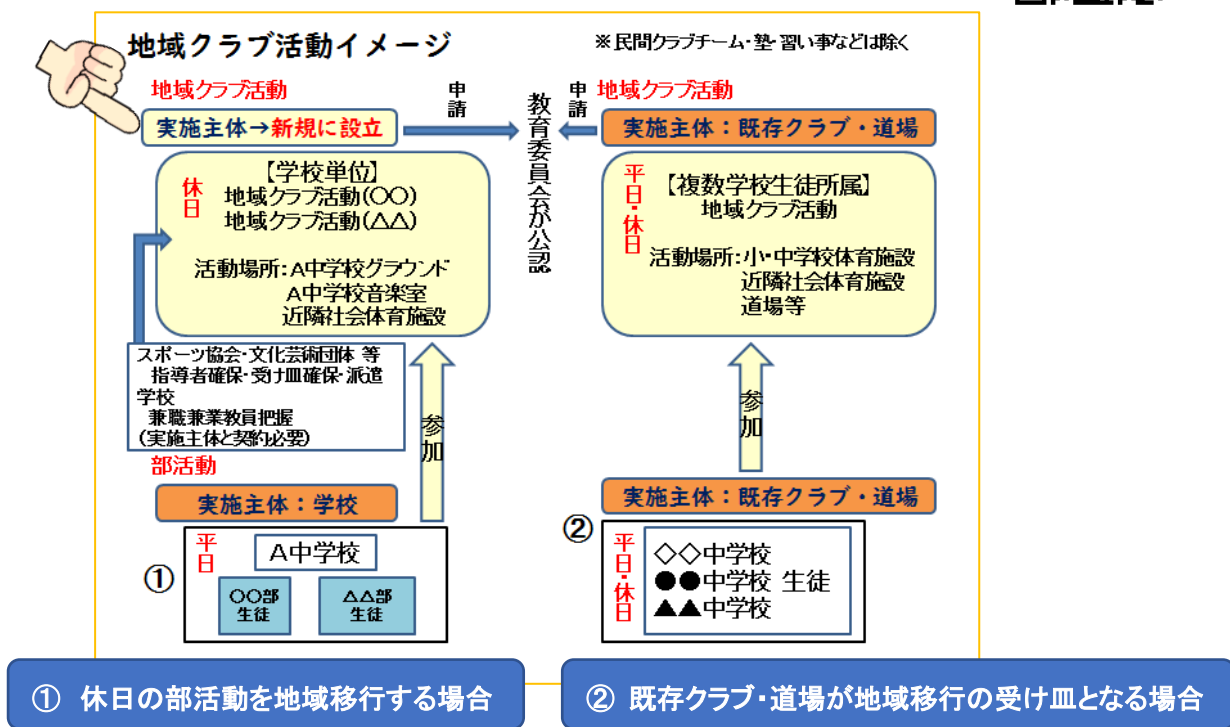
子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に 継続して親しむ機会を確保するために

令和7年2月10日に行われた第3回「天草市立小・中学校部活動地域移行推進協議会」において、「天草市立小・中学校における休日の学校部活動地域移行推進計画」が決議されました。

令和7年度も「天草市立小・中学校部活動地域移行推進協議会」を組織し、今回策定した部活動地域移行推進計画に沿って、さらに具体的な協議（支援方策や指導者確保等）を進めていきたいと考えています。

現在活動している学校部活動については、各学校、地域において、実情に応じた移行パターンを検討し、準備が整ったところから順次移行していく予定としています。また、既存のクラブや道場についても、地域移行の受け皿として天草市教育委員会が公認した場合は、郡市中体連からの出場が可能となります。その判断は、第3回推進会議で承認された「中学校部活動地域移行に係る天草市地域クラブ活動ガイドライン」が基準となります。

※「天草市立小・中学校における休日の学校部活動地域移行推進計画」及び「中学校部活動地域移行に係る天草市の地域クラブ活動ガイドライン」については、こちらのQRコードからご覧いただけます。



※移行パターン①・②については次ページに詳しく説明しています。



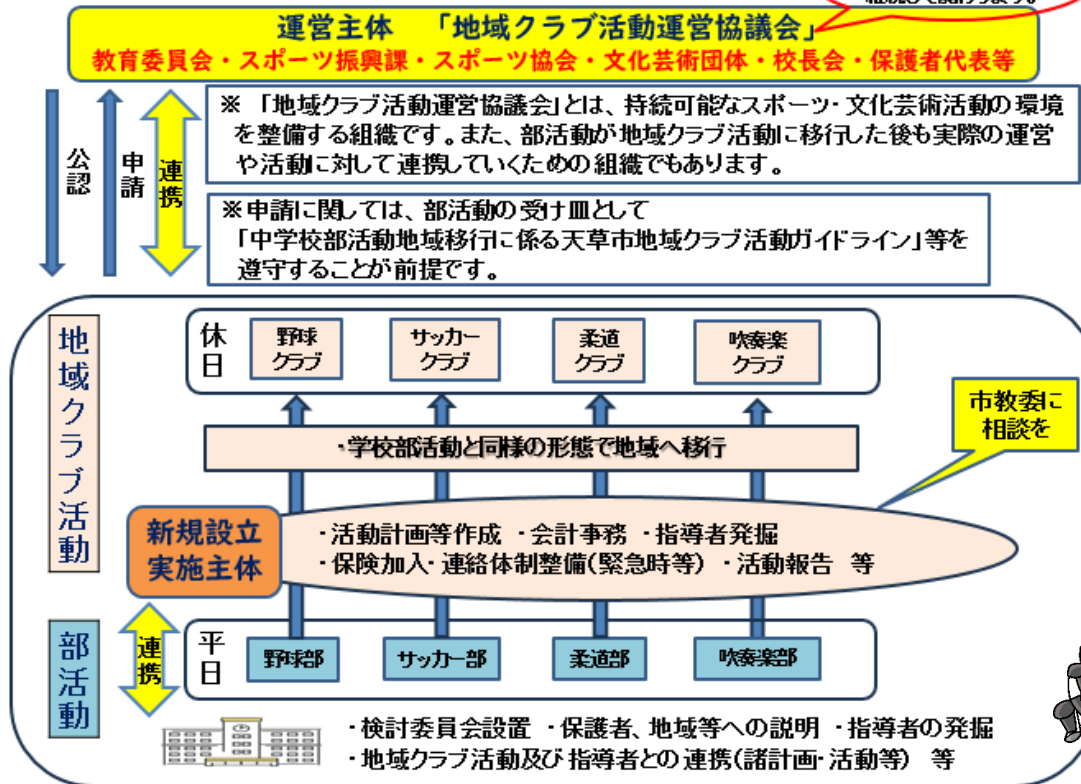
Q. 「実施主体」とは何をするのですか？

A. 主に、規約・活動計画等作成、会計事務、指導者発掘、保険加入、連絡体制整備、活動報告等を行います。

部活動の場合、実施主体は学校です。地域クラブ活動の場合は、教育委員会が公認した既存クラブ・道場のほか、新規に設立する地域クラブ活動の実施主体として、スポーツ団体、芸術文化団体、民間企業、後援会、学校運営協議会、保護者会等が考えられます。

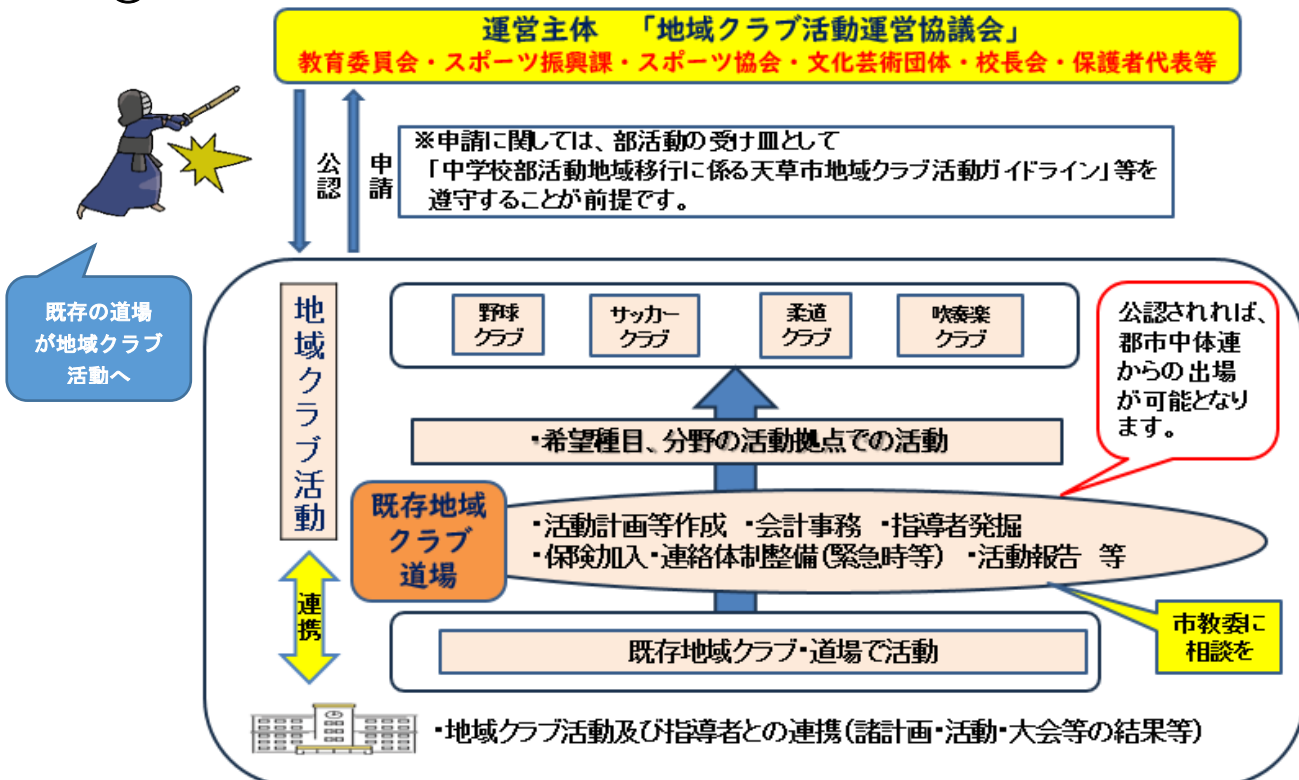
① 休日の部活動を地域移行する場合

市が運営主体として
継続して開かれます。



令和7年度に推進協議会で具体的な計画を策定していきます。その後、各学校単位で検討委員会等により協議いただくこととなります。地域クラブ活動発足にあたっては、保護者、地域の方の協力が不可欠です。子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するために、ご協力よろしくお願いします。

② 既存のクラブ・道場が地域移行の受け皿となる場合



※既存のクラブ・道場で、令和7年度の中体連大会に天草郡市大会から出場を検討される場合は、(4/25(金)までに)天草市教育委員会(学校教育課:24-8845)までご連絡ください。